

# 東京都板橋区農業委員会

## 第24期第36回定例総会議事録

令和5年6月28日

於 下赤塚地域センター第2、第3洋室（赤塚庁舎3階）

# 第 24 期第 36 回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和 5 年 6 月 2 8 日（水）午後 2 時 0 0 分

場 所 下赤塚地域センター第 2、第 3 洋室  
(赤塚庁舎 3 階)

出席委員 1 1 名 下記のとおり

## 記

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	福島 聡司	5		9	木村 博之
2	染宮 利章	6	安井 一郎	10	田中 いさお
3	山口 賢治	7	春日 實	11	久保 秀一
4	會田 幸夫	8	田中 はつ江	12	榎本 勇

## 議 事

### 1 協議事項

- (1) 相続税納税猶予に関する適格者証明書の発行について (資料1)
- (2) 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について 2件 (資料2)
- (3) 第63回企業的農業経営顕彰事業における候補者の推薦について (資料3)

### 2 報告事項

- (1) 板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金交付申請について (資料4)
- (2) 相続税納税猶予に関する適格者証明書の発行について (資料5)
- (3) 農地転用届出の専決処分報告について (資料6)  
合計12件 (内訳：4条関係4件、5条関係8件)
- (4) 東京都市計画生産緑地地区の変更について (資料7)

### 3 その他

- (1) 茶摘み体験学習事業の実施結果について (資料8)
- (2) じゃがいも収穫体験について (資料9)

### 4 次回日程

日 時 令和5年7月25日(火) 午後3時30分 開会  
場 所 下赤塚地域センター第2、第3洋室(赤塚庁舎3階)

議 長	山口 賢治	会長
署名委員	榎本 勇	委員
	福島 聡司	委員
出席係員	藤原 仙昌	事務局長
	岸 幸夫	農政担当係長
	梅宮 崇	書記

事務局 長	<p>只今より、第24期第36回農業委員会定例総会を開会させていただきます。</p> <p>会長、進行をお願いいたします。</p>
会 長	<p>皆さま、こんにちは。</p> <p>早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日の署名委員は、榎本勇委員、福島聡司委員を指名させていただきます。欠席の届出が本橋政春委員から出ております。</p> <p>それでは、協議事項（1）相続税納税猶予に関する適格者証明書の発行について、事務局、説明をお願いします。</p>
事務局 長	<p>それでは、1ページ、資料1をご覧ください。申請年月日は令和5年6月21日。相続人、被相続人は記載のとおりです。特例適用農地は2か所ありまして、1か所目は、生産緑地番号78、土地の所在が、徳丸四丁目189番7、登記簿上の地目、現況とも畑で、面積は889平方メートルでございます。2か所目は、生産緑地番号97、土地の所在が、徳丸五丁目25番2、3の2筆、登記簿上の地目、現況ともすべて畑で、面積は2筆合わせて917平方メートル。2か所の生産緑地の面積の合計は1,806平方メートルとなります。</p> <p>おおむねの位置は、下の案内図で矢印がそれぞれ指しているところで、生産緑地番号78番が板橋徳丸五郵便局の南側、生産緑地番号97が北野神社の西側になります。2ページにお進みいただいて、相続開始年月日は、令和4年9月11日です。令和5年6月22日に會田幸夫会長職務代理に現地を確認していただいております。問題がなければ、3ページの証明書を発行したいと思っております。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書 記	<p>生産緑地番号78は、一面に枝豆が植えられておりました。続いてこちらが生産緑地番号97で、さといもが植えられておりました。ハウスは、苗の育成等を行っているということでした。</p> <p>生産緑地番号78、97は、きれいに耕作されている様子を確認しております。証明書の発行にあたり、問題はないと考えております。</p>
会 長	<p>何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p>
会長職務代理	<p>枝豆もよくできていて、特に問題なく、きれいに管理されておりました。</p>
会 長	<p>他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>特にないようですので、こちらの申請について証明書の発行をお願いいたします。</p>

事務局長	<p>続きまして、協議事項（２）引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について、事務局、説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>それでは、５ページ、資料２をご覧ください。この証明書は、相続税の納税猶予を受けている方が３年に一度税務署に提出する「相続税の納税猶予の継続届出書」に添付する書類となっており、２件ございます。</p> <p>番号１、土地所有者の住所及び氏名は記載のとおりです。土地の所在は、蓮根二丁目２４番１２、４０の２筆で、地目はいずれも畑。面積は２筆合計で１，３０３．６９平方メートルです。おおむねの位置ですが、６ページ上の案内図で生産緑地番号３９の矢印が指しているところで、蓮根保育園の西側です。６月１４日に、山口賢治会長に現地を確認していただいております。問題がなければ、７ページの証明書を発行したいと思っております。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書記	<p>中央にじゃがいも、右手側にあんず、左手側にみかん、ゆず、奥にはみょうがが植えられておりました。画面にはありませんが、ミニトマト、たまねぎ、大根、ブロッコリー等も植えられておりました。</p> <p>適切に耕作されている様子が確認できました。証明書の発行にあたり問題はないと考えております。</p>
事務局長	<p>番号２、土地所有者の住所及び氏名は記載のとおりです。土地の所在は、赤塚五丁目８７４番１、８７９番の２筆で、地目はいずれも畑。面積は２筆合計で１，１７１平方メートルです。おおむねの位置ですが、６ページ下の案内図で生産緑地番号２７の矢印が指しているところで、赤塚植物園の西側です。６月１２日に、會田幸夫会長職務代理に現地を確認していただいております。問題がなければ、８ページの証明書を発行したいと思っております。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書記	<p>手前からさといも、きゅうり、トマト、一番奥にじゃがいも等が植えられておりました。適切に耕作されている様子が確認できました。証明書の発行にあたり問題はないと考えております。</p>
会長	<p>何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p>
会長職務代理	<p>学校給食用のじゃがいもも、良くできていました。特に問題なく、きれいに管理されておりました。</p>
会長	<p>他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>特にないようですので、こちらの申請について証明書の発行をお願いします。</p>

	<p>いたします。</p> <p>続きまして、協議事項（3）第63回企業的農業経営顕彰事業における候補者の推薦について、事務局、説明をお願いします。</p>
事務局 長	<p>こちらは書記からご説明いたします。</p>
書 記	<p>9ページ、資料3をご覧ください。概要ですが、主催は東京都農業会議でございます。推薦の条件は、個別経営の部については過去7年以上、当該農地において農業を営み、企業化を計画的に進めている40歳以上の方で、年間農業収入がおおむね500万円以上で利益を生じている方です。推薦期限は8月31日までとなっております。表彰式は来年2月15日の農業者大会にて実施されます。過去の受賞者は、10ページ、11ページに記載のとおりです。</p> <p>被推薦者ですが、運営委員会で協議した結果、田中宏幸様をご推薦したいと考えております。</p>
会 長	<p>何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>今回は農業後継者顕彰の対象者の方はいますか。</p>
書 記	<p>今回は、農業後継者顕彰の対象の方はいらっしゃいません。</p>
会 長	<p>他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>特にないようですので、候補者の推薦をお願いします。</p> <p>続きまして、報告事項（1）板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金交付申請について、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局 長	<p>12ページ、資料4をご覧ください。</p> <p>記書きの下、申請者の氏名及び住所は記載のとおりでございます。対象事業は農業省力化事業で、事業内容は農機具の購入となっております。施行場所は記載のとおりで、事業経費は42万円、申請金額は14万円です。1枚おめくりいただいて左側14ページは事業計画となっております。本年6月に購入する計画になっております。さらに1枚おめくりいただいて左側16ページが見積書、右側の17ページが購入する農機具のカタログとなっております。</p> <p>次に19ページをご覧くださいと補助要件等が表になっておりますが、補助要件に合致していることを確認しております。なお、本件につきましては、5月26日に予定されていた第35回農業委員会定例総会で審議していただく予定でしたが、定例総会が中止となったため、農業委員会会長専決事項として、20ページに掲載の通り5月26日に答申しております。</p>

会 長	何か、ご意見、ご質問等ございますか。 他に補助金の交付申請の予定はありますか。
農政担当係長	今回の申請の他に、農機具の購入をしたいとご要望がございましたので、全部で2件となります。
会 長	他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。 特にないようですので、補助金の申請手続きをお願いします。 続きまして、報告事項（2）相続税納税猶予に関する適格者証明書の発行について、事務局、説明をお願いいたします。
事 務 局 長	それでは、21ページ、資料5をご覧ください。申請年月日は令和5年4月26日。相続人、被相続人は記載のとおりです。生産緑地番号は84で、土地の所在は、大門6番2、3、11、12の4筆です。登記簿上の地目、現況ともすべて畑で、面積は合わせて3,286平方メートルでございます。 おおむねの位置は、下の案内図で生産緑地番号84の矢印が指しているところで、区立美術館の東側になります。22ページにお進みいただいて、相続開始年月日は、令和4年12月15日です。令和5年5月10日に田中はつ江委員に現地を確認していただいております。 なお、本件につきましては、5月26日に予定されていた第35回農業委員会定例総会で審議する予定でしたが、定例総会が中止となったため、農業委員会会長専決事項として、23ページに掲載のとおり、5月26日に証明書を発行しております。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。
書 記	生産緑地番号84は、きれいに耕作されている様子を確認しております。 一面にぶどうの実がなっております。証明書の発行にあたり、問題はないと考えております。 こちらの案件は、先月総会が中止となったため、会長専決事項として、すでに証明書を発行しております。
会 長	何か、ご意見、ご質問等ございますか。 特にないようですので、次に進めます。 続きまして、報告事項（3）農地転用届出の専決処分報告について、事務局、説明をお願いいたします。
事 務 局 長	それでは、25ページ、資料6をご覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による届出で、令和5年4月11日から令和5年6月10

<p>書記</p>	<p>日までに届出があったもの、4件でございます。</p> <p>専決番号1、土地の所在が若木三丁目1838番2で、登記簿上の地目は田、現況は不耕作地です。</p> <p>面積は433平方メートル、転用の目的は共同住宅です。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概ねの位置は、下の案内図で専決番号1の矢印が指しているところ、環状八号線西台一丁目南交差点の北東側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>現況は不耕作地となっており、令和5年4月着工、令和5年12月完了予定、鉄骨造4階建1棟の共同住宅建築予定となっております。</p>
<p>書記</p>	<p>専決番号2、土地の所在が赤塚八丁目9番1、3、4のそれぞれ一部で、登記簿上の地目、現況ともすべて畑です。面積は合計で240平方メートル、転用の目的は個人住宅です。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。概ねの位置は、26ページ上の案内図で専決番号2の矢印が指しているところ、赤塚植物園の北東側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>現況は不耕作地となっており、令和5年5月着工、令和5年11月完了予定、木造2階建1棟の個人住宅建築予定となっております。</p>
<p>書記</p>	<p>専決番号3、土地の所在が赤塚一丁目897番1で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は586平方メートル、転用の目的は共同住宅です。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。概ねの位置は、26ページ下の案内図で専決番号3の矢印が指しているところ、東武東上線下赤塚駅の北東側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>現況は不耕作地となっており、令和4年12月着工、令和5年5月完了予定、木造2階建1棟の共同住宅建築予定となっております。</p>
<p>書記</p>	<p>専決番号4、土地の所在が西台三丁目1番3で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は829平方メートル、転用の目的は高齢者施設です。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。概ねの位置は、27ページの案内図で専決番号4の矢印が指しているところ、徳丸小学校の東側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>現況は不耕作地となっており、令和5年6月着工、令和6年2月完了予定、鉄骨造3階建1棟の高齢者施設建築予定となっております。</p>



<p>会 長</p>	<p>4条関係4件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p> <p>特にないようですので続いて5条関係お願い致します。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>引き続き、28ページにお進みください、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。こちらも令和5年4月11日から令和5年6月10日までに届出があったもので、8件でございます。</p> <p>専決番号1と2は、隣接する土地ですので、続けてご説明します。</p> <p>まず、専決番号1、土地の所在が高島平一丁目21番2で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は141平方メートル、転用の目的は共同住宅です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。</p> <p>次に、専決番号2、土地の所在が高島平一丁目21番22で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は141.28平方メートル、転用の目的は共同住宅です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。</p> <p>概ねの位置は、30ページ上の案内図で専決番号1、2の矢印が指しているところ、高島第六小学校の南側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>画面向かって左側が21番2、右側が21番22となります。</p> <p>現況は不耕作地となっており、隣地と共に使用して、令和5年8月着工、令和5年12月完了予定、鉄骨造3階建て1棟の共同住宅建築予定となっております。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>専決番号3、土地の所在が蓮根二丁目7番15で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は644平方メートル、転用の目的は共同住宅です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。概ねの位置は、30ページ下の案内図で専決番号3の矢印が指しているところ、高島第六小学校の東側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>現況は不耕作地となっており、令和5年6月着工、令和5年12月完了予定、鉄骨造3階建て1棟の共同住宅建築予定となっております。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>専決番号4、土地の所在が高島平五丁目18番2で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は322平方メートル、転用の目的は共同住宅及び駐車場です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。概ねの位置は、31ページ上の案内図で専決番号4の矢印が指しているところ、西高島平駅の南側です。現地の詳細につ</p>

書記	<p>いては、書記から画面でご説明いたします。</p> <p>現況は、2階建て1棟の共同住宅及び駐車場となっており、現況に対する届出でございます。</p>
事務局長	<p>先決番号5、土地の所在が四葉一丁目1番19で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は150平方メートル、転用の目的は分譲住宅です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。概ねの位置は、31ページ下の案内図で専決番号5の矢印が指しているところ、板橋徳丸五郵便局の西側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書記	<p>現況は不耕作地となっており、令和5年8月着工、令和5年10月完了予定、木造3階建て2棟の分譲住宅建築予定となっております。</p>
事務局長	<p>専決番号6、土地の所在が徳丸四丁目34番8で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は360平方メートル、転用の目的は分譲住宅です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。概ねの位置は、31ページ下の案内図で専決番号6の矢印が指しているところ、板橋徳丸五郵便局の西側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書記	<p>現況は不耕作地となっており、令和5年8月着工、令和5年12月完了予定、木造3階建て5棟の分譲住宅建築予定となっております。</p>
事務局長	<p>専決番号7、土地の所在が徳丸四丁目36番1で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は237平方メートル、転用の目的は分譲住宅です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。概ねの位置は、31ページ下の案内図で専決番号7の矢印が指しているところ、新大宮バイパスの東側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書記	<p>現況は不耕作地となっており、令和5年8月着工、令和5年12月完了予定、木造3階建て3棟の分譲住宅建築予定となっております。</p>
事務局長	<p>専決番号8、土地の所在が高島平二丁目22番2、3の二筆で、登記簿上の地目はいずれも畑、現況はいずれも不耕作地です。面積は合計で920平方メートル、転用の目的は共同住宅です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。概ねの位置は、32ページの案内図で専決番号8の矢印が指しているところ、高島第二中学校の</p>

	<p>西側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>現況は不耕作地となっており、令和5年12月着工、令和7年3月完了予定、鉄筋コンクリート造5階建て1棟の共同住宅建築予定となっております。</p>
<p>会 長</p>	<p>5条関係8件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p> <p>特にないようですので、次に進めさせていただきます。</p> <p>続いて報告事項(4)東京都市計画生産緑地地区の変更について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>こちらは、書記からご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>33ページ、資料7をご覧ください。令和5年4月26日付で区より東京都市計画生産緑地地区の変更について、照会がありました。</p> <p>この照会については、板橋区の都市計画変更手続きにおいて、生産緑地法施行規則第1条の市町村が生産緑地地区に関する都市計画の案を変更しようとする場合には、市町村長は生産緑地法上の農地に該当しているかどうかについて、農業委員会の意見を聞くことができるとされており、それに則った照会文書となります。</p> <p>34ページ、35ページをご覧ください。今回変更となる生産緑地地区の一覧が記載されております。田中文子さん、本橋孝光さん、須田清さんの生産緑地は、30年経過し、特定への意向はせず削除となりました。金子伸子さん・安井一郎さんも同様ですが、一部を残して削除となりました。小原孝之さんの生産緑地も30年経過のタイミングで、区民農園として貸借契約を結ぶ話が以前から進んでいた中で2箇所削除となり、現在は、区民農園となっております。36ページが全体図、37ページから44ページにかけて、今回削除となる図面を掲載しております。赤い網掛けの部分が対象地区になります。特段問題があるものではございませんので、45ページのとおり、板橋区長宛てに原案で支障なしで回答させていただいております。</p>
<p>会 長</p>	<p>何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>特にないようですので、次に進めます。</p> <p>続きまして、その他の(1)茶摘み体験学習事業の実施結果について、事務局、説明をお願いいたします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>こちらは、農政担当係長からご説明いたします。</p>

農政担当係長	<p>それでは46ページ、資料8をご覧ください。</p> <p>令和5年5月1日、連休の合間でしたが、お茶摘み体験学習を実施いたしました。実施場所は徳丸八丁目6番、田上さん所有の茶畑で、紅梅小、徳丸小、北野小、赤塚小、志村第五小学校、合計483名の児童が元気にお茶摘みを行いました。今回、広聴広報課からマスコミ各社へ、事前に情報提供をしたところ、読売新聞、東京新聞、ジェーコム取材を受けまして、5月2日(火)の東京新聞には写真付きで記事を掲載していただきました。また、摘んだお茶の葉は、5月1日当日のうちに所沢の製茶園で製茶を依頼しまして、本日委員の皆様にも配布させていただきましたが、5月下旬に学校を通じてご参加いただいた児童へお配りし、食育に関する教育活動にご利用いただいております。</p>
会 長	<p>何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>特にないようですので、次に進めます。</p> <p>続きまして、その他の(2)じゃがいも収穫体験について、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事 務 局 長	<p>こちら、農政担当係長からご説明いたします。</p>
農政担当係長	<p>それでは47ページ、資料9をご覧ください。</p> <p>毎年、板橋区民農園農芸指導員の会の皆様にご協力をいただき実施している事業でございまして、昨年に引き続き、一般申込の方については、午前9時から午後2時まで来場時間を割り振りまして、参加者が密接な状況とならないようにして実施いたしました。実施日時は、一般申込が令和5年6月17日(土)午前9時から午後2時、団体申込は、6月19日(月)から23日(金)と25日(日)の午前中にご参加いただきました。実施会場は、赤塚五丁目22番、農業体験農園で、収穫株数は約2,286株、参加費は3株500円としています。申込状況ですが、団体申込28団体、885名、一般申込694グループ1,821名でした。一般申込みは定員300名で募集しておりましたので、抽選とさせていただいた結果、当選122グループ301名、落選572グループ1,520名とさせていただきました。当選者の内、当日ご参加いただいた方は110世帯、267名と多くの方にご参加いただきまして、90.1パーセントの参加率となりました。ここ数年、収穫体験参加希望者がだいぶ増加してきて、今回、一般の募集においては定員の約6倍の申込みがございました。今までは、子どもさんと一緒に大人も収穫できるようにしていましたが、少しでも多くの子どもさんが収穫体験にご参加いただけるようにするため、来年度以降は、子どもさん限定の収穫体験事業にしたいと考えています。</p> <p>最後にじゃがいもの出来具合ですが、今回も休ませていた畑で2年目</p>

	<p>の作付けでしたが、肌色も良く、1株で1キログラム前後の収量がございました、ご参加いただきました皆様が、楽しくご参加いただけたのではないかと、と思っています。</p>
<p>会 長</p>	<p>何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p>
<p>安 井 委 員</p>	<p>来年度から子供だけの応募方法になるということですが、何歳以下などの条件はどうする予定ですか。</p> <p>これだけの落選者がいるということは、需要があることを示しているので、もっと掘る場所を増やせませんか。</p>
<p>農政担当係長</p>	<p>まず対象は、中学生以下の子供さんを対象にしておりますが、小さいお子さまに関しては、お子さまだけで掘るのは難しいため、親御さんと一緒に収穫を楽しんでいただきたいと思いますと考えております。</p> <p>ただし、株数に関しては、今まで、大人も含め、1人3株までとしておりましたが、今後は、子供さん1人に対して3株までということで、子供さんの人数に応じて株数を決めていただこうと考えております。</p>
<p>安 井 委 員</p>	<p>徳丸では、2株500円で、集合時間を30分ごとに30組を受け入れるように割り振って実施しました。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>今までも、条件としては、中学生以下という条件はありましたが、親御さんの分も含めて1人3株までとしておりました。</p> <p>来年度に関しましては、子供さん1人に対して株数を割り振ることで、落選数も緩和され、もっと多くの方に体験していただけるのではないかと考えております。</p>
<p>会 長</p>	<p>今の、話だと子供さん2人で6株、親御さん1人だと全部で9株となりますが、多すぎませんか。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>子供さんが疲れてきて、職員が収穫のフォローをしながら実施している現状もあります。</p>
<p>安 井 委 員</p>	<p>徳丸地区の収穫体験は、じゃがいもを掘る体験と、蒸かしたじゃがいもを1つ付けてあげたりしています。</p>
<p>農政担当係長</p>	<p>株数や、落選者への取扱いについては、農芸指導員の会の皆様とも相談しながら、なるべく多くの皆様にご参加いただけるように、調整していきたいと思っております。</p>

会 長	<p>他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。 ないようですので、これもちまして第36回定例総会を閉会いたします。</p> <p>(終了時間 午後2時45分) 次回の日程を下記のとおり決定し散会</p> <p>・定例総会           7月25日(火) 午後3時30分</p>
--------	---